

財 関 第 2 2 2 号
平成 2 5 年 3 月 1 2 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 稲垣 光隆

関税法基本通達等の一部改正について

関税分類及び原産地に係る事前教示制度の輸入者等利便の一層の向上及び事務処理の適正化の観点から、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、平成 25 年 4 月 1 日以後に受け付ける照会から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）の一部を次のように改正する。

(I 税関様式の一部改正)

税関様式 C 第 1000 号-12 の次に、税関様式 C 第 1000 号-13 から税関様式 C 第 1000 号-18 までをそれぞれ別紙 2-1 から別紙 2-6 までのように定める。

(II 記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙 2-7 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。